

組合規程の一部変更（組合会議員選挙執行規程）について

組合会議員総選挙日について現行規程では、「議員の任期満了の日後10日以内に行う」となっており、任期満了日が金曜日及び休前日の場合、土、日曜日、祝日の選挙日設定ができず、休日明けに設定する状態となります。このため、議員不在日が生じることとなることから、このような事態を避けるべく、組合会議員任期満了日前に総選挙を行い、任期終了後翌日に次期議員が就職できるよう、組合会議員選挙執行規程の一部変更を行います。

【現規程】

（総選挙）

第2条 議員の任期満了による総選挙は、議員の任期が終る日の翌日に行なう。
ただし、特別の事情がある場合には、議員の任期満了の日後10日以内に行なうことができる。

【新規程】

（総選挙）

第2条 議員の任期満了による総選挙は、議員の任期が終る日の翌日に行なう。
ただし、特別の事情がある場合には、議員の任期満了の日前後10日以内に行なうことができる。

付 則

この規程は届出の日から施行し、次期総選挙より適用する。

以上